

特定農地貸付規程
(薬膳アカデミアおうめ菜園)

(目的)

第1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に、和田好司(以下「開設者」という。)が行う特定農地貸付けの実施・運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2 本貸付けは、開設者が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3 貸付けに係る農地(以下「貸付農地」という。)の所在、地番、面積等は、別表1のとおりとする。

(貸付条件)

第4 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の利用期間は、3年とする。
- (2) 貸付けにかかる年間賃料は、年間12,000円とする。
- (3) 貸付農地の地質については、現状を了解するものとする。
- (4) 利用者は年間賃料を利用契約記載の開始前日までに開設者に支払うものとする。
- (5) 利用者は農耕地としての品格(農地らしさ)を保つ努力を怠ってはならない。
- (6) 農薬を利用する場合には事前に開設者に報告を怠ってはならない。
- (7) 利用者は、農園の利用にあたっては、利用者相互の協力により、善良なる使用、管理を行うものとする。
- (8) 行政(青梅市)の指示により、作物の破棄(作物ウィルス等)が要請されれば場合には、これに従わなくてはならない。
- (9) 利用者区画内に開設者の花木がある場合には、協議にて解決するものとする。
- (10) 利用者区画外に開設者が花木を植栽することがある。

2 貸付農地において、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 他の区画の迷惑となる栽培方法を行うこと。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 農耕地として適切に管理せずに、雑草を放置すること。
- (4) 指定場所以外に農作残物、資材、ごみ等を放置・廃棄したりすること。
- (5) 農園内の通路および空き地等を耕作すること。

- (6) 貸付農地を転貸すること。
- (7) 建物および工作物を設置すること。
- (8) 耕作農具、耕運機等を利用契約区画外に留め置くこと。
- (9) 決められた通路以外を通行すること。
- (10) 近隣農地、居住者、通行人等に迷惑をかけること。
- (11) 貸付農地内に自動車等を乗り入れること。

(募集の方法)

第5 貸付けを受けようとする者の募集は、原則として市内在住・在勤の者を対象とし、開設者のホームページ、市広報等により募集する。

(申込みの方法)

第6 貸付けを受けようとする者は、開設者へ申込書等を提出しなければならない。

(利用者の決定)

第7 開設者は、前項の規定にもとづき申込みをした者の中から利用者を決定するものとする。なお、申込みをした者の数が、募集区画数を上回った場合は、開設者が抽選により利用者を決定するものとする。

2 同抽選においては応募者アンケート回答を参考に「青梅市農業政策」に寄与できる資質を考慮（農業熟練度）し、応募者を優先選択できるものとする。

(特定貸付農地の管理・運営等)

第8 開設者は、特定貸付農地および施設の適切な維持管理および運営を図るため管理人を設置し、特定貸付農地および施設の見回り並びに利用者に対して農産物等の栽培に関する指導を行うものとする。

(貸付けの取消し等)

第9 次の各号に該当するときは、貸付けを取消することができる。

- (1) 利用者が貸付けの辞退を申し出たとき。
- (2) 第4項第2号に掲げる行為をしたとき。
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき。
- (4) 期限までに利用料金を納めないとき。
- (5) この貸付規程に違反したとき。

(貸付けの中止または廃止)

第10 開設者は、利用期間途中でも、やむを得ない理由により貸付けを中止または廃止する場合には、利用者に対し、原則3カ月前までに予告するものとする。

(貸付農地の返還)

第11 利用者は、第4項第1項(1)の規定による貸付期間が終了したとき、ま

たは第 8 項および第 9 項の規定による取消しをされたときは、すみやかに貸付農地を現状に戻し返還しなければならない。

(賃料の不還付)

第 12 既に納めた賃料は還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部または全部を還付する。

- (1) 利用者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合。(残利用期間の月割り相当額とし、100 円未満は切り捨てる)
- (2) 開設者が相当な理由があると認めたとき。(利用者が不慮の事故または故障により利用できなくなった場合)

付 則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(平成元年法律第 58 号)第 3 条第 3 項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。